

証券コード 9995  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目1番地

株式会社 **グローセル**  
取締役社長 上野 武史

## 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第69期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.gloسل.co.jp/ir/info/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト  
にも掲載しておりますので以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「グローセル」または「コード」に  
当社証券コード「9995」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、  
「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主  
総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮賜りますようお願い  
申し上げます。（本年度もお土産をご用意しておりません）また、書面又はインターネット等  
による議決権の事前行使のご活用も宜しくようお願い申し上げます。議決権の行使にあたっては、お  
手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁以降に記  
載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分まで  
に到着するようご返送、又はご入力をお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時  
午前9時に開場致します。
2. 場 所 東京都千代田区神田司町二丁目1番地  
当本社 4階 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第69期（自 2022年4月1日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査  
人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第69期（自 2022年4月1日） 計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎お願い：当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約の為此の「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内



### ■ インターネットにて行使いただく場合

**行使期限** | 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

**議決権行使サイト**：<https://evote.tr.mufg.jp>

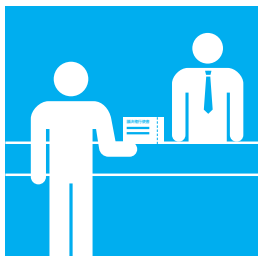
インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶



### ■ 郵送にて行使いただく場合

**行使期限** | 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### ■ 株主総会に出席いただく場合

**株主総会開催日時** | 2023年6月28日（水曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限りません）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

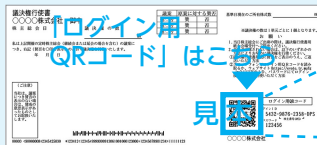
インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、行っていただきますようお願い致します。

## ■ スマートフォンによる方法



「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

### 1 QRコードを読み取る

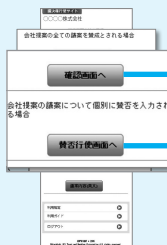


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2 議決権行使方法を選択

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択



### 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

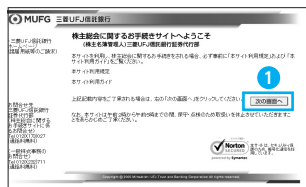
スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

## ■ パソコンによる方法

### 1 議決権行使サイトへアクセス

(<https://vote.tr.mufg.jp/>)

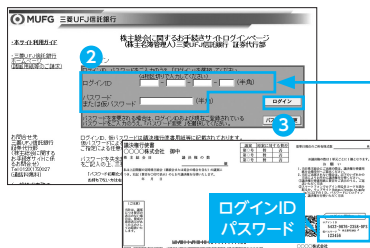


### 1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



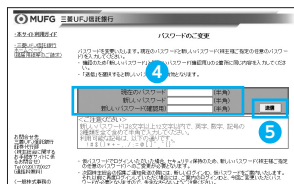
### 2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力  
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

### 3 「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを登録



4 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。  
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

### 5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

### ■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://vote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

### ■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

### ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027 (通話料無料)  
受付時間 9:00~21:00

# 目 次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法についてのご案内	3
目次	6
株主総会参考書類	7
議案及び参考事項	7
事業報告	15
I. 企業集団の現況に関する事項	15
II. 株式に関する事項	24
III. 会社役員に関する事項	25
IV. 会計監査人に関する事項	33
V. 業務の適正を確保する為の体制	33
VI. 業務の適正を確保する為の体制の運用状況（概要）	36
連結計算書類	37
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
連結株主資本等変動計算書	39
連結注記表	40
個別計算書類	53
貸借対照表	53
損益計算書	54
株主資本等変動計算書	55
個別注記表	57
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	64
会計監査人の監査報告書	66
監査役会の監査報告書	68
株主総会会場ご案内図	

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位・担当	特別人事 委員会
1	うえの 上野 武史	再任	代表取締役社長	○
2	いたばし 板橋 宏	新任	常務取締役 企画・管理統括 IR・コンプライアンス・リスク管理担当	○
3	さいぎ 齊木 武志	再任	取締役 技術統括	—
4	たけい 竹井 達也	新任	取締役 営業統括 内部統制担当	—
5	かんだ 蒔田 祥史	再任 社外 独立役員	取締役	○
6	まつむら 松村 敦子	再任 社外 独立役員	取締役	○
7	はまの 濱野 京	再任 社外 独立役員	取締役	○

※当社における地位・担当につきましては、2023年6月28日選任後の地位・担当を記載しております。

1 <sup>うえ の たけ ふみ</sup>  
上野 武史 (1956年2月2日生)

再任

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	株式会社富士銀行入行	(当社における地位及び担当)
1999年 11月	同行京都支部部長	代表取締役社長
2002年 4月	株式会社みずほ銀行 神谷町支店支店長	I R・コンプライアンス・リスク管理担当
2003年 7月	同行神谷町・神谷町駅前支店支店長	特別人事委員会
2004年 4月	同行有楽町支店支店長	
2007年 6月	当社入社 取締役	
2009年 12月	株式会社イーストンワークス 取締役 (現任)	
2013年 6月	常務取締役	
2016年 6月	専務取締役	
2018年 6月	取締役副社長	
2022年 7月	代表取締役社長 (現任)	

■ 所有する当社株式の数 29,271株

■ 取締役候補者とした理由

上野武史氏は、金融機関において長年の経験・実績から企業経営や経営戦略に関する豊富な知見をもち、当社入社後は、経営企画、財務・経理、人事・総務の管理部門の統括責任者として、ガバナンス体制の強化をはじめとする当社の事業活動に大きく貢献しております。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者となりました。

2 <sup>いた ばし ひろし</sup>  
板橋 宏 (1965年1月18日生)

新任

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社富士銀行入行	
2016年 4月	株式会社みずほ銀行 執行役員法人業務部長	
2017年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社みずほ銀行 常務執行役員	
2018年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員	
2021年 4月	みずほ信用保証株式会社 代表取締役社長 みずほトラスト保証株式会社 代表取締役社長	
2023年 4月	当社入社 顧問 (現任)	

■ 所有する当社株式の数 1,000株

■ 取締役候補者とした理由

板橋宏氏は、金融機関での豊富な経験に加え、みずほ信用保証株式会社代表取締役社長を務め、経営に関する豊かな経験や実績、幅広い知識と見解を有しております。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者となりました。



### 3 さい き たけ し 齊木武志 (1965年9月18日生)

再任

#### ■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社  
2007年4月 技術本部開発3部長  
2014年4月 技術本部副本部長  
2016年4月 システムソリューション本部長  
2019年4月 執行役員システムソリューション本部長  
2021年4月 上席執行役員システムソリューション本部長  
2022年6月 取締役(現任)

[当社における地位及び担当]  
取締役  
技術統括

■ 所有する当社株式の数 10,494株

#### ■ 取締役候補者とした理由

齊木武志氏は、長年半導体の設計開発に従事しており、2016年からシステムソリューション本部長として、優れた先見性とリーダーシップを発揮し、自社開発製品半導体ひずみセンサ「STREAL」を中心とした新規事業を立ち上げた実績を有しております。これらのことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

### 4 たけ い たつ や 竹井達也 (1964年7月24日生)

新任

#### ■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社日立製作所入社  
2012年4月 JDI Europe GmbH Deputy President  
2014年11月 株式会社ジャパンディスプレイ ゼネラルマネージャー  
2015年4月 当社入社 海外営業副本部長  
2018年4月 海外営業本部長  
2020年4月 執行役員海外営業本部長  
2021年4月 執行役員経営企画部長  
2022年4月 上席執行役員経営企画部長  
2023年4月 上席執行役員(現任)

■ 所有する当社株式の数 6,100株

#### ■ 取締役候補者とした理由

竹井達也氏は、グローバル企業で海外事業経営に従事し、業界の知見や今後の動向、経営戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

## 5 荻田 祥史 (1952年3月10日生)

再任

社外

独立役員

### ■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1974年 4月	株式会社日立製作所入社	[当社における地位及び担当] 社外取締役 特別人事委員会委員長（議長）
2006年 1月	同社理事 情報・通信グループ公共システム営業統括本部長	
2008年12月	同社理事 中国支社長	
2011年 4月	同社執行役常務 電力統括営業本部長	
2014年 4月	同社執行役常務 電力システムグループ電力システム社電力統括営業本部長兼営業統括本部副統括本部長	
2015年 4月	株式会社日立システムズパワーサービス 副社長執行役員	
2017年 4月	株式会社日立製作所営業統括本部 顧問	
2017年 6月	当社取締役（社外）（現任）	
	新明和工業株式会社 監査役（社外）	
2018年 4月	早稲田大学理工学術院 非常勤講師	
2018年 6月	新明和工業株式会社 取締役（社外）（現任）	

■ 所有する当社株式の数 2,235株

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

荻田祥史氏は、長年にわたるグローバル企業での実務経験に加え、株式会社日立システムズパワーサービス副社長執行役員を歴任し豊富な企業経営の経験と知見を有しております。以上のことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、社外取締役候補者としてしました。同氏の当社社外取締役就任時期は、本総会終結の時をもって6年となります。

## 6 松村 敦子 (1955年12月7日生)

再任

社外

独立役員

### ■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	公益社団法人日本経済研究センター勤務	[当社における地位及び担当] 社外取締役 特別人事委員会員
1981年 4月	経済企画庁経済研究所（現・内閣府 経済社会総合研究所） 客員研究員	
1988年 4月	大妻女子大学 専任講師	
1991年 4月	東京国際大学 経済学部専任講師	
1999年 4月	東京国際大学 経済学部助教授	
2006年 4月	東京国際大学 経済学部教授（現任）	
2010年 4月	日本女子大学 家政学部家政経済学科非常勤講師（現任）	
2014年 4月	慶應義塾大学 経済学部訪問教授（2015年3月末まで）	
2015年 4月	慶應義塾大学 法学部政治学科非常勤講師	
2016年 6月	当社取締役（社外）（現任）	
2018年 6月	ミネベアミツミ株式会社 取締役（社外）（現任）	
2022年 4月	神奈川大学 経済学部経済学科非常勤講師（2023年3月末まで）	
2023年 3月	経済産業省総合資源エネルギー調査会石油市場動向調査ワーキンググループ委員（現任）	

■ 所有する当社株式の数 2,335株

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松村敦子氏は、大学教授として国際・国内経済全般における知見に加え、教育者として培った幅広い見識と豊富な経験を有しております。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。以上のことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、社外取締役候補者としてしました。同氏の当社社外取締役就任時期は、本総会終結の時をもって7年となります。

7 はま の みやこ  
濱野 京 (1955年4月17日生)

再任 社外 独立役員

## ■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	独立行政法人日本貿易振興会（ジェトロ）入会	(当社における地位及び担当)
2013年7月	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）理事	社外取締役
2015年10月	内閣官房政策参与（クールジャパン戦略担当）	特別人事委員会委員
2016年4月	内閣府知的財産戦略推進事務局政策参与（クールジャパン戦略担当）	
	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）評議員（現任）	
	国立大学法人信州大学 理事（ダイバーシティ推進担当）（現任）	
2017年4月	総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会 委員（現任）	
2019年7月	株式会社ビューネットコーポレーション 取締役（社外）	
2019年12月	日本弁護士連合会市民会議 委員（現任）	
2020年6月	当社取締役（社外）（現任）	
2021年6月	株式会社八十二銀行 取締役（社外）（現任）	

■ 所有する当社株式の数 3,000株

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

濱野京氏は、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）初の女性理事に就任され、長年にわたり公的機関で企業の海外ビジネス支援事業に従事し、内閣官房政策参与としては、民間連携のクールジャパン戦略を担当、また大学理事としても学校経営に携わっており、多様な経験を有しております。以上のことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、社外取締役候補者としてしました。同氏の当社社外取締役就任時期は、本総会終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はございません。
2. 苅田祥史、松村敦子及び濱野京の3氏は社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
3. 取締役との責任限定契約について  
当社は、苅田祥史氏、松村敦子氏及び濱野京氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事となる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補する事としております。本議案が原案通り承認され各候補者が選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれる事となり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（27頁）に記載の通りであります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役菰田当昭氏は、2023年2月21日に逝去により監査役を退任致しました。また、監査役高木身記成氏は、任期途中ではありますが、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	特別人事 委員会
1	つちや 土屋 よしたか 義隆	新任 常勤監査役	—
2	はやかわ 早川 きみぞう 公三	新任 社外 独立役員 監査役	—

※当社における地位につきましては、2023年6月28日選任後の地位を記載しております。

1 つち や よし たか  
土屋 義隆 (1959年11月25日生)

新任

### ■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 日製電子株式会社入社  
2005年5月 株式会社ルネサスデバイス販売営業企画本部仕入部長  
2006年6月 同社経営企画統括部経営企画部長  
2009年4月 当社入社経営企画部副部長  
2010年10月 人事部長  
2016年4月 執行役員人事・総務本部長  
2019年4月 上席執行役員人事・総務本部長  
2023年4月 上席執行役員(現任)

### ■ 所有する当社株式の数

13,109株

### ■ 監査役候補者とした理由

土屋義隆氏は、人事労務、総務、法務、IRなど管理部門全般の業務に従事し、豊富な知識と経験を有するとともに、内部統制やコンプライアンスの知見も有しております。以上のことから、当社における監査体制の強化に活かして頂けるものと判断し、監査役候補者となりました。

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月	野村證券株式会社入社
2003年 4月	同社福井支店長
2006年 4月	同社岐阜支店長
2009年 4月	同社執行役員企業金融部担当
2013年 4月	野村インバスター・リレーションズ株式会社 代表取締役社長
2016年 4月	野村アセットマネジメント株式会社 取締役 (監査委員)
2017年 7月	JP投信株式会社 監査役
2022年 5月	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス 顧問 (現任)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外監査役候補者とした理由

早川公三氏は、野村證券株式会社では主に投資銀行業務に従事し、野村グループ会社では代表取締役社長、監査役を歴任し、会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上のことから、当社における監査体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はございません。
2. 早川公三氏は社外監査役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
3. 監査役との責任限定契約について  
当社は、土屋義隆氏及び早川公三氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 監査役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事となる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補する事としております。本議案が原案通り承認され各候補者が選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれる事となり、また、当該保険契約は任期中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告 (27頁) に記載の通りであります。

(ご参考)

## 取締役及び監査役のスキルマトリックス

当社取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下の通りです。

(第69期定時株主総会後(2023年6月28日)時点)

	氏名	役職	① 企業経営・ 経営戦略	② 内部統制・ ガバナンス	③ 営業・マ ーケティング	④ 技術	⑤ グロ ーバル	⑥ I T・D X	⑦ 財務・ 会計	⑧ 人事労 務・総 務	⑨ 法務・ コン プライ アンス ・リ スク マネ ジメ ント	⑩ E S G・ サ ステ イナ ビリ ティ
取締役	上野 武史	代表取締役社長	●	●	●				●	●	●	
	板橋 宏	常務取締役	●	●	●				●		●	
	齊木 武志	取締役	●		●	●		●				●
	竹井 達也	取締役	●	●	●		●	●				●
	苅田 祥史	取締役(社外)	●		●	●	●	●				●
	松村 敦子	取締役(社外)					●			●		●
	濱野 京	取締役(社外)	●				●			●		●
監査役	土屋 義隆	常勤監査役		●						●	●	●
	大高 俊幸	常勤監査役(社外)		●					●		●	
	土井 豊	監査役(社外)							●		●	●
	早川 公三	監査役(社外)	●	●					●		●	●

以上

# 事業報告

## 第 69 期

(自 2022年 4月 1日)  
(至 2023年 3月 31日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済環境は、新型コロナウイルスの規制緩和が進み、状況は好転しつつあるものの、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、アメリカによる先端半導体の対中輸出規制等、世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。

半導体市場におきましては、パソコンやスマートフォンなどハイテク製品の需要の調整がある一方、自動車および産業用アプリケーションが成長した結果、2022年の世界半導体売上高は前年比3.3%増となり、過去最高の5,740億ドルに達しました。

当社主要販売先である自動車分野、産業分野におきましては、半導体など部品不足の影響により2022年の国内新車販売台数は前年比5.6%減、また米国新車販売台数も前年同期比7.0%減となっております。産業分野の2023年2月のインバータ・サーボモータ等の国内産業用汎用電気機器の出荷金額は、工作機械や半導体製造装置向けの旺盛な需要の継続により、前年同月比10.2%増となり、2021年1月から26ヶ月連続で前年実績を上回っております。

このような環境の下、当連結会計年度は、品目別売上高では集積回路はマイコン・リニアが産業分野の商流変更の影響により減少、前年度比2,147百万円減(5.0%減)の40,547百万円、半導体素子はパワーデバイスが産業分野等での減少により、同759百万円減(7.6%減)の9,283百万円、表示デバイスは産業分野等での増加により、同515百万円増(30.9%増)の2,182百万円、その他は民生分野等での増加により、同3,429百万円増(26.7%増)の16,282百万円となりました。その結果、売上高は同1,036百万円増(1.5%増)の68,295百万円となりました。

売上原価は前年度比1,133百万円増(1.9%増)の61,250百万円。売上高に対する売上原価の比率は、前年度に比べ0.3ポイント増加し89.7%となっております。売上総利益は売上高の増加があったものの、仕入先メーカーの生産中止に伴う保守在庫の一部444百万円の減却と評価損等により同96百万円減(1.4%減)の7,045百万円となり、売上高に対する売上総利益の比率は前年度に比べ0.3ポイント減少し10.3%となっております。

販売費及び一般管理費は、総人件費の減少等により前年同期比403百万円減（6.5%減）の5,785百万円となり、営業利益は前年同期比306百万円増（32.2%増）の1,260百万円となりました。当社が保有する外貨建て債権債務の決済及び評価替で発生した為替差損を計上し、経常利益は同119百万円減（10.0%減）の1,080百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は872百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失362百万円、前年度比1,235百万円増）となりました。

#### 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2022年3月期				2023年3月期			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
売上高	15,619	16,228	18,235	17,174	16,141	17,413	17,375	17,365
営業利益	103	207	568	73	427	591	180	60
経常利益又は経常損失(△)	121	241	659	177	561	618	△172	73

#### 企業集団の商品別販売実績

(単位：百万円)

摘要	売上高	前期比	構成比
集積回路	40,547	95.0%	59.4%
半導体素子	9,283	92.4%	13.6%
表示デバイス	2,182	130.9%	3.2%
その他	16,282	126.7%	23.8%
合計	68,295	101.5%	100.0%

## 2. 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は160百万円となっております。その主なものは基幹システムの開発費用及び自社利用のソフトウェアの購入であります。



### 3. 重要な資金調達状況

当連結会計年度におきまして、以下のとおり、公募増資及び自己株式の処分並びに第三者割当増資をおこない、総額で1,315百万円の資金調達を行いました。

#### (1) 増資

区分	発行株式数 (株)	1株当たり発行価額 (円)	調達資金 (百万円)	払込期日
公募増資	2,650,000	381.41	1,010	2023年1月23日
第三者割当増資	450,000	381.41	171	2023年2月21日

#### (2) 自己株式の処分

区分	処分株式数 (株)	1株当たり処分価額 (円)	調達資金 (百万円)	払込期日
自己株式の処分	350,000	381.41	133	2023年1月23日

#### 4. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

##### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年3月期 (第 66 期)	2021年3月期 (第 67 期)	2022年3月期 (第 68 期)	2023年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	68,664	59,861	67,259	68,295
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	65	△367	△362	872
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	2円74銭	△15円17銭	△14円84銭	34円18銭
総 資 産	32,061	33,653	38,682	37,784
純 資 産	22,550	22,501	22,280	24,677

(注) 第68期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第68期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

##### (2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年3月期 (第 66 期)	2021年3月期 (第 67 期)	2022年3月期 (第 68 期)	2023年3月期 (当事業年度)
売 上 高	56,011	48,437	53,281	52,217
当期純利益又は 当期純損失 (△)	223	△589	△569	604
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	9円31銭	△24円36銭	△23円31銭	23円70銭
総 資 産	26,067	27,272	29,893	27,868
純 資 産	19,338	18,899	18,099	19,955

(注) 第68期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第68期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## 5. 対処すべき課題

当社グループの属する半導体業界においては、自動車のEV比率向上、産業機器のIoT化、高性能化、AI、5Gの拡がり等により、世界の半導体需要は長期的には増加を続けていくと予想されます。しかしながら、半導体ビジネスモデルの変革等により半導体メーカー及び半導体商社の再編も行われております。更に、市場では技術革新が急速に進み、顧客ニーズはより高度で幅広いものとなってきております。

2023年度は、ロシアのウクライナ侵攻の長期化やアメリカによる半導体・電子部品の輸出規制等により、製品需要や販売先、仕入先メーカーの生産見通し等は依然として不確実な状況が続き、当社グループを取り巻く環境は不透明さを継続しております。このような状況の中、持続的成長を続けるためには次の経営課題を克服し、経営基盤の更なる充実と強化に努めてまいりますことが重要と考えております。

- ①当社の主要仕入先であるルネサスエレクトロニクス株式会社の経営戦略の変化への対応
- ②顧客第一主義の徹底と当社技術力を活かしたソリューション提案の実践
- ③新規顧客・顧客新分野の開拓、取扱商品の多角化
- ④半導体ひずみセンサ「STREAL」を活用した事業の早期基盤の確立
- ⑤国内外の情報一元化によるグローバルな顧客対応の実施とサポート体制の充実
- ⑥コーポレート・ガバナンスの充実と働き方改革の実践によるサステナビリティ経営の推進
- ⑦ビジネス環境変化に対応した「DX」推進

今後も、パートナー企業との連携を強化し、顧客第一主義の更なる徹底によるワンストップでのソリューションビジネスの推進を図り、当社グループ全体で経営課題に取り組み業績拡大に邁進していく所存であります。

## 6. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社7社により構成されております。

この中で、当社は主要な仕入先であるルネサスエレクトロニクス株式会社、株式会社日立製作所グループ会社と特約店契約を締結し、集積回路、半導体素子等を購入するとともに、主要な仕入先以外の仕入先からも商品を購入し、国内及び海外のメーカーに対する販売、並びにソフトウェアの開発及びASICの設計開発を行っております。また、高感度な半導体ひずみセンサを搭載したセンサモジュール「STREAL」の自社設計・製造・販売を行っております。

また、連結子会社である高導香港有限公司、GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.、台湾高導股份有限公司、高導（上海）貿易有限公司及びGLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.は当社のアジア地域における商品の販売並びにサービスの提供を行っており、GLOSEL AMERICA INC.は当社の米国における商品の販売並びにサービスの提供を行っております。また、株式会社イーストンワークスは当社より委託を受け、当社グループの物流業務を担当しております。

### 主要取扱商品

集積回路	マイコン、ロジック、メモリ、センサーIC等
半導体素子	トランジスタ、ダイオード、整流素子等
表示デバイス	液晶表示等
その他	一般電子部品、電子機器等

## 7. 企業集団の主要拠点等

### (1) 企業集団の事業所及び営業所

#### ① 当社

本 社：東京都千代田区

営業所：高崎営業所、大阪営業所、茨城営業所、仙台営業所、宇都宮営業所

#### ② 連結子会社

株式会社イーストンワークス

本社：埼玉県さいたま市

高導香港有限公司

本社：香港

(GLOSEL HONG KONG LTD.)

GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.

本社：シンガポール

台灣高導股份有限公司

本社：台湾

(GLOSEL TAIWAN CO.,LTD.)

高導（上海）貿易有限公司

本社：中国

(GLOSEL SHANGHAI TRADING CO.,LTD.)

GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.

本社：タイ

GLOSEL AMERICA INC.

本社：米国

### (2) 企業集団及び当社の使用人の状況

#### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減
男 子	263	4名増
女 子	99	5名減
合計	362	1名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

#### ② 当社の使用人の状況

区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 子	239	6名増	45.6	13.9
女 子	72	4名減	35.2	10.6
合計又は平均	311	2名増	43.2	13.1

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む人員であります。

## 8. 重要な子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 の 内 容
株式会社イーストンワークス	100%	倉庫荷役及び荷造包装事業
高導香港有限公司 (GLOSEL HONG KONG LTD.)	100%	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子機器の販売及びサービスの提供
GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.	100% (100%)	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子機器の販売及びサービスの提供
台灣高導股份有限公司 (GLOSEL TAIWAN CO.,LTD.)	100%	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子機器の販売及びサービスの提供
高導（上海）貿易有限公司 (GLOSEL SHANGHAI TRADING CO.,LTD.)	100% (60%)	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子機器の販売及びサービスの提供
GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	100% (100%)	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子機器の販売及びサービスの提供
GLOSEL AMERICA INC.	100%	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子機器の販売及びサービスの提供

(注)「出資比率」欄の(内書)は間接所有の割合であります。

## 9. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,473百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,205百万円

## 10. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

- (1) 当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、安定的かつ継続的な配当と企業価値を高めるための内部留保の充実により安定した経営基盤を築くことで企業体質の強化を図ることを基本とし、これらを総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を実施しております。
- (2) 当社は、2006年6月29日開催の第52期定時株主総会において、改定された定款により、剰余金の配当等は取締役会において決議（会社法第459条第1項）しております。  
また、剰余金の配当は期末年1回の実施を基本方針としております。  
当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり12円とすることを2023年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 40,000,000株
2. 発行済株式の総数 29,503,345株 (自己株式23,455株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 59,024名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,463	4.96
双葉電子工業株式会社	954	3.23
有限会社エタ－ナル	952	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)	828	2.80
新電元工業株式会社	748	2.53
サクサ株式会社	748	2.53
ニチコン株式会社	727	2.46
横山淳子	724	2.45
豊福秀枝	674	2.28
S M B C 日興証券株式会社	537	1.82

(注) 持株比率につきましては、自己株式(23,455株)を控除して算出しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する株式(828,710株)及び株式給付信託が保有する株式(378,300株)を含めておりません。

### 5. その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、2023年1月23日付の公募による新株発行により2,650,000株増加し、2023年2月21日付の第三者割当による新株式発行により450,000株増加いたしました。



### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
上野 武史	代表取締役社長	株式会社イーストンワークス 取締役
高橋 強	常務取締役	台湾高導股份有限公司 取締役
奈良 弘行	取締役	高導香港有限公司 取締役 GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD. 取締役 台湾高導股份有限公司 取締役 高導（上海）貿易有限公司 取締役 GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD. 取締役 GLOSEL AMERICA INC. 取締役 株式会社イーストンワークス 取締役
齊木 武志	取締役	—
苅田 祥史	取締役	新明和工業株式会社 取締役
松村 敦子	取締役	東京国際大学経済学部 教授 日本女子大学家政学部家政経済学科 非常勤講師 ミネベアミツミ株式会社 取締役 神奈川大学経済学部経済学科 非常勤講師 経済産業省総合資源エネルギー調査会 石油市場動向調査ワーキンググループ委員
濱野 京	取締役	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 評議員 国立大学法人信州大学 理事（ダイバーシティ推進担当） 総務省独立行政法人評価制度委員会 評価部会委員 日本弁護士連合会 市民会議委員 株式会社八十二銀行 取締役
高木 身記成	常勤監査役	—
大高 俊幸	常勤監査役	大高俊幸公認会計士事務所 代表
土井 豊	監査役	東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課 公益法人担当公益認定等専門員

- (注) 1. 2022年7月11日に代表取締役社長岡部昭彦氏は逝去により退任し、同年7月12日に取締役副社長上野武史氏が代表取締役社長に就任致しました。
2. 監査役菰田当昭氏は、2023年2月21日に逝去により監査役を退任致しました。なお、退任時の重要な兼職は千代田インテグレ株式会社監査役でありました。
3. 取締役苅田祥史、松村敦子、濱野京の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
4. 常勤監査役大高俊幸、監査役土井豊の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。なお、当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。
5. 取締役苅田祥史氏は、長年にわたるグローバル企業での経験に加え、他企業の副社長執行役員を歴任し、豊富な企業経営の経験と知見を有するものであります。
6. 取締役松村敦子氏は、大学教授として経済学に関する専門的な知見に加え、教育者として幅広い見識と経験を有しております。
7. 取締役濱野京氏は、長年にわたる独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)で企業の海外ビジネス支援事業や産業観光等地域の創生事業での経験に加え、官民連携のクールジャパン戦略を担当、また大学理事としても学校経営に携わる等多様な経験を有しております。なお、2023年3月29日に株式会社ビューネットコーポレーション取締役を任期満了により退任致しました。
8. 監査役大高俊幸氏は、有限責任監査法人トーマツで培った幅広い知識・経験等に加え、公認会計士としての知識・実務経験を有するものであります。
9. 監査役土井豊氏は、金融機関での豊富な経験を経て、メーカーにおいて管理業務も歴任し、これまでの専門知識、実務経験等を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

1. 当社と取締役である苅田祥史、松村敦子及び濱野京並びに監査役である高木身記成、大高俊幸、菰田当昭、及び土井豊の7氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
2. 当社の取締役である苅田祥史、松村敦子及び濱野京並びに監査役である高木身記成、大高俊幸、菰田当昭及び土井豊の7氏は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支える為、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年7月に更新予定となっております。

取締役・監査役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。

##### <契約の概要>

1. 被保険者の範囲  
当社取締役、監査役及び国内外子会社役員
2. 保険契約の内容の概要
  - ①被保険者の実質的な保険等負担割合  
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
  - ②補填の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事、又は当該責任の追及に関わる請求を受ける事によって生ずることのある損害について補填する。但し、法令違反の行為である事を認識して行った行為の場合等は一定の免責事由があります。
  - ③役員等の職務の適正性が損なわれない為の措置  
保険契約に免責額を定めており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

## 2. 役員の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は2021年6月25日の取締役会において以下の通りの内容を決議いたしました。取締役の報酬については、基本報酬に加え業績と連動する業績連動報酬を導入しております。役位、職責、在任年数等の他、経済情勢・他社水準等に加え、会社の業績見込み、個人別のミッションに対する定量的・定性的な個人の業績を加味して報酬額を算定いたします。このような方針に基づき、代表取締役社長が作成した原案を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて代表取締役社長が取締役各々の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長の報酬については、特別人事委員会の委員長より諮問いたします。これら原案及び特別人事委員会の答申に基づき各取締役の報酬を決定の上、取締役報酬総額を取締役会で決議いたします。監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2009年2月24日開催の臨時株主総会において年額275百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（内、社外取締役は0名）です。当社監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第53期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役は4名です。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき代表取締役社長である上野武史が作成した原案を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて代表取締役社長が取締役各々の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長の報酬については、特別人事委員会の委員長より諮問いたします。これら権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の職責などを熟知しており、総合的に各取締役の報酬額を決定するのに最も適していると判断した為です。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	157	109	48	7
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	—	1
社外取締役	20	20	—	3
社外監査役	18	18	—	3
合計 (うち社外取締役・社外監査役)	209 (38)	161 (38)	48	14 (6)

#### <上記報酬等に関する事項>

##### ①業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高める為、業績指標を反映し個々の取締役の評価に基づき毎月支給しております。

業績指標は、各事業年度の業績（当社全体での利益水準・利益率及び前年度比較等）に加え、個人別のミッションに対する定量的・定性的な個人の業績を加味して決定しております。目標となる業績指標並びに取締役のミッションは、適宜、環境の変化に応じて社外取締役及び社外監査役にその適切性を聴取した上で、代表取締役社長が見直しを行うものとしております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績に対する意欲を高め持続的な企業価値向上の実現に資する為であり、その算定の一部に用いた各事業年度の実績は「I. 企業集団の現況に関する事項 4. 直前三事業年度の財産及び損益の状況」に記載の通りです。

##### ②非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

##### ③当該事業年度に係る個別の報酬等の内容が当該方針に合うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬については、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき決定しています。その内容は、代表取締役社長が作成した原案を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて代表取締役社長が取締役各々の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長の報酬については、特別人事委員会の委員長より諮問いたします。これら原案及び特別人事委員会の答申に基づき各取締役の報酬を決定の上、取締役報酬総額を取締役会で決議いたします。これらの手続きを経て、個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関 係
取締役	荻 田 祥 史	新明和工業株式会社	取締役	—
取締役	松 村 敦 子	東京国際大学	経済学部 教授	—
		日本女子大学	家政学部 家政経済学科 非常勤講師	—
		ミネベアミツミ株式会社	取締役	—
		神奈川大学	経済学部 経済学科 非常勤講師	—
		経済産業省総合資源エネ ルギー調査会石油市場動向調 査ワーキンググループ	委員	—
取締役	濱 野 京	独立行政法人日本貿易振興 機構（ジェトロ）	評議員	—
		国立大学法人信州大学	理事 (ダイバーシティ推進担当)	—
		総務省独立行政法人 評価制度委員会	評価部会委員	—
		日本弁護士連合会	市民会議委員	—
		株式会社八十二銀行	取締役	—
常勤監査役	大 高 俊 幸	大高俊幸公認会計士事務所	代表	—
監査役	土 井 豊	東京都生活文化スポーツ局 都民生活部管理法人課	公益法人担当公益認定等 専門員	—

(注) 1. 取締役濱野京氏が2023年3月29日まで就任しておりました株式会社ビューネットコーポレーションについては、当社と特別な関係はございません。

2. 監査役荻田当昭氏は、2023年2月21日に逝去により監査役を退任致しました。なお、退任時の重要な兼職は千代田インテグレ株式会社監査役でありましたが、当社と特別な関係はございません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況及び期待される役割・職務の概要
取締役	荻田 祥史	27/27回 (4/4回)	—	コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、DX委員会等へ出席。主に取締役会ではこれまで従事したグローバル企業で培った豊富な実務経験・知見に基づき、当社の期待する人材育成、財務会計方針、新規ビジネスへの提案、コーポレートガバナンスの充実等について、必要な指摘・意見を述べております。また、監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
取締役	松村 敦子	27/27回 (4/4回)	—	コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、教育委員会等へ出席。主に取締役会では教育者として培った幅広い見識と豊富な経験・知見に基づき、当社の期待する人材育成、コーポレートガバナンスの充実等について、必要な指摘・意見を述べております。他にも教育委員会に出席し当社におけるダイバーシティ・ワークライフバランスについて発言、指導を行っております。また、監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
取締役	濱野 京	27/27回 (4/4回)	—	コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、サステナビリティ委員会等へ出席。主に取締役会では長年にわたり従事した公的機関で培った海外ビジネス支援等の豊富な実務経験・知見に基づき、当社の期待するグローバル化、コーポレートガバナンスの充実等について必要な指摘・意見を述べております。また、監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況
常勤 監査役	大高 俊幸	27/27回 (4/4回)	20/20回 (8/8回)	取締役との面談の他、会計監査人、監査部との情報連絡会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、経理・会計処理・内部統制等に関し必要な指摘・意見を述べております。また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
監査役	菰田 当昭	20/27回 (3/4回)	15/20回 (6/8回)	取締役との面談の他、会計監査人、監査部との情報連絡会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席し、主に社外にて従事した実務経験から培った豊富な経験・知見に基づき、内部統制・コーポレートガバナンスの充実等について必要な指摘・意見を述べております。 また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
監査役	土井 豊	27/27回 (4/4回)	20/20回 (8/8回)	取締役との面談の他、会計監査人、監査部との情報連絡会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席し、主に金融機関での実務経験及びメーカーにおいて管理業務から培った豊富な経験・知見に基づき、コンプライアンス・会計等に関し必要な指摘・意見を述べております。また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。

- (注) 1. 菰田当昭氏は、2023年2月21日逝去により退任致しました。就任期間中に開催された取締役会は、20/24回 (3/4回)、監査役会は、15/16回 (6/6回) 出席しております。
2. 取締役及び監査役の取締役会出席回数は、臨時取締役会を含んでおり、( ) は臨時取締役会の出席回数となります。
3. 監査役の監査役会出席回数は、臨時監査役会を含んでおり、( ) は臨時監査役会の出席回数となります。

### (3) 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	6人	38百万円



## IV. 会計監査人に関する事項

### 1. 名称

会計監査人  
EY新日本有限責任監査法人

### 2. 企業集団全体での報酬等

(1)	報酬等の額	55百万円
(2)	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況及び当事業年度の監査計画・報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 業務の適正を確保する為の体制

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の拠り所とする【基本理念】及び【経営理念】を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人に伝え、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

当社グループは、取締役を責任役員としてコンプライアンス規程を制定し、委員会を設置するとともに取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告に対して、当社は通報内容を秘守し通報者に対して、不利益な扱いを行わないこととしております。

また、当社に監査部を設置し、内部監査体制の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することにより、コンプライアンス体制の整備を図っております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報は文書または電磁的媒体（以下文書等）に記録し、また、取締役会規則及び文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査部を設置し、その事務を管掌します。また、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行います。

当社の監査部の監査により、当社グループにおいて法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長を委員長とする危機（リスク）管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。

危機（リスク）管理委員会は、危機の範囲・リスクカタログ等の危機（リスク）管理規程の整備、運用状況の確認を行っております。

また、BCP（事業継続計画）を策定し、万一の非常事態に備え社内外の整備構築を図っております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は毎月1回以上開催する定時取締役会のほか、緊急を要する事項がある場合には機動的に臨時取締役会を開催し、取締役の業務執行状況の監督、重要事項に係る決定等の経営全般の意思決定機構としての機能を有しております。

当社グループの業務執行の監督については、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて当社の取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布され充実した議論が行われる体制をとっております。

また、子会社の業務執行の状況につきましては、当社の取締役が子会社の取締役を兼務しており、当社の取締役会で状況報告がなされ、議論が行われております。

当社グループの日常の業務遂行につきましては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、【基本理念】及び【経営理念】を、当社グループの取締役・使用人にその精神を伝え、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底し、業務の適正を図ります。

当社グループは、当社の監査部の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、当社のコンプライアンス委員長（代表取締役社長）、子会社担当取締役と監査部とが定期的に情報交換会を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握し、対応策を実施しております。

また、当社グループにおいてコンプライアンスに関する問題等が発生した場合、当社のコンプライアンス委員会事務局及び管掌取締役に報告されるほか、重要な情報は適宜報告することとし

ております。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、当社の監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役には当社の業務を十分検証できる人材を2名配置（常勤監査役）し、監査業務を行っております。

当社は、補助すべき使用人を必要に応じて置くこととし、その人事については当社の取締役と監査役にて意見交換を行い速やかに措置を講ずるものとしております。

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとし、また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役会の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保します。

## 7. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びにこれらの報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役は、監査役の出席する取締役会において職務の執行状況の報告を行っております。

また、当社グループの取締役及び使用人は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりです。

- ・ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 監査役から要求された会議議事録及び稟議書の回付の義務付け
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容

なお、監査役への報告者及び内部通報者に対しては、社内規程に基づき不利益な扱いはしないことを定めております。

## 8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

当社の監査役会は、当社の代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催し、業務執行状況の確認や監査役の監査報告、監査意見等を提示し、相互理解を図り、監査精度の向上に努めております。更に必要あるとき、適宜意見交換会を開催しております。

また、各取締役に対しては、個別に面談を行い業務執行状況を確認しております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社及び当社グループ全体として毅然とした態度で

臨み、未然防止について制定した「反社会的取引防止規程」に具体的方針をかけた、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整えております。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「内部統制規程」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う事により、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整えております。

### VI. 業務の適正を確保する為の体制の運用状況（概要）

当社グループ全体の業務の適正を確保するため、前述の体制について適切な運用に努めております。当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

#### 1. コンプライアンス

- (1) 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、適宜、関係部門からコンプライアンスに関する報告を受けております。  
当事業年度においては、委員会を2回開催し、必要な対策を審議・決定するとともに、関係部門に対しコンプライアンスに関する指示を行いました。
- (2) 新人教育、新任管理職研修、管理職の研修会等でコンプライアンス教育を実施する他、適宜コンプライアンスに関する通達、社内勉強会を実施しました。

#### 2. リスク管理

当社は、代表取締役社長を委員長とする危機（リスク）管理委員会を組織し、リスク管理に関する通達を実施する他、関係部門からリスク事案に関する報告を受けております。当事業年度においては、委員会を2回開催し、必要な対策を審議・決定するとともに、関係部門に対しリスク管理に関する指示を行いました。

#### 3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役を委員長とする内部統制委員会を組織し、当事業年度において、内部統制の評価を実施しました。内部統制の評価の結果に関しては、監査法人の監査を受けております。
- (2) 内部統制委員会を隔月で開催し、評価の結果を確認しました。  
評価の結果を踏まえ、内部統制報告書を作成し、取締役会に報告しております。

#### 4. 監査役の監査の実効性を確保する体制

監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催し、また、各取締役とは個別面談を行う等、業務執行状況を確認し、監査精度の向上に努めております。

（注）本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,803</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,043</b>
現金及び預金	4,840	買掛金	5,827
売掛金	12,876	短期借入金	4,414
電子記録債権	1,315	1年内返済予定の長期借入金	233
商品及び製品	14,217	リース債務	17
原材料	45	未払法人税等	192
仕掛品	42	その他	1,359
その他	464	<b>固定負債</b>	<b>1,063</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,981</b>	長期借入金	335
<b>有形固定資産</b>	<b>888</b>	リース債務	16
建物及び構築物	105	退職給付に係る負債	294
工具、器具及び備品	32	株式給付引当金	194
土地	715	繰延税金負債	175
リース資産	34	その他	46
その他	0	<b>負債合計</b>	<b>13,107</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>185</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	155	<b>株主資本</b>	<b>23,435</b>
商標	13	資本金	5,604
その他	16	資本剰余金	5,282
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,907</b>	利益剰余金	13,066
投資有価証券	2,178	自己株式	△517
繰延税金資産	47	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,242</b>
その他	701	その他有価証券評価差額金	160
貸倒引当金	△21	為替換算調整勘定	1,114
		退職給付に係る調整累計額	△32
		<b>純資産合計</b>	<b>24,677</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,784</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,784</b>

## 連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日)  
(至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	68,295
売上原価	61,250
売上総利益	7,045
販売費及び一般管理費	5,785
営業利益	1,260
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	51
販売手数料	3
受取派遣料	51
受取補償金	28
その他	52
	188
営業外費用	
支払利息	142
株式売却費	17
シンジケートローン手数料	16
支払補償費	1
為替差損	22
その他	161
	5
経常利益	368
	1,080
特別利益	
固定資産売却益	74
特別損失	
固定資産除却損	1
役員権売却損	0
	1
税金等調整前当期純利益	1,153
法人税、住民税及び事業税	241
法人税等調整額	39
	280
当期純利益	872
親会社株主に帰属する当期純利益	872

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	5,042	4,720	12,506	△781		21,487
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	561	561				1,123
剰 余 金 の 配 当			△312			△312
親会社株主に帰属 する当期純利益			872			872
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分				264		264
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	561	561	559	264		1,947
当 期 末 残 高	5,604	5,282	13,066	△517		23,435
	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△14	789	17	792		22,280
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						1,123
剰 余 金 の 配 当						△312
親会社株主に帰属 する当期純利益						872
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						264
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	175	324	△50	449		449
当 期 変 動 額 合 計	175	324	△50	449		2,397
当 期 末 残 高	160	1,114	△32	1,242		24,677

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、株式会社イーストンワークス、高導香港有限公司、GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.、台湾高導股份有限公司、高導（上海）貿易有限公司、GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.及びGLOSEL AMERICA INC. 7社であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、高導（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原 材 料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕 掛 品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
製 品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）



## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 株式給付引当金

株式交付規程に基づく社員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

### ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。

代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。

また、当社グループが代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額もしくは対価の純額で収益を認識しております。

当社グループは、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社グループは集積回路、半導体素子、表示デバイス等の半導体や電子部品の販売、高感度な半導体ひずみセンサを搭載したセンサモジュール「STREAL」の自社設計・製造・販売を主な事業としております。

これらの商品及び製品の販売については、多くの場合、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用はその発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度から1年間で費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 5. 表示方法の変更

### 連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「受取補償金」(前連結会計年度38百万円)は「その他」に含めて表示しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えているため、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### (棚卸資産の評価)

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産評価損(売上原価)144百万円、メーカー保守品に係る減却損(売上原価)344百万円、商品及び製品14,217百万円、原材料45百万円、仕掛品42百万円

#### (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算出方法

商品及び製品、原材料、仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額まで簿価を切り下げております。

一定期間滞留している商品及び製品、原材料、仕掛品については、滞留期間に応じた評価減率を乗じた金額を棚卸資産評価損として計上し、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

最終的な評価減率は過去の滞留品のその後の販売実績を基にした率としております。

ただし、仕入先の生産終了に伴い、得意先から買取数量及び買取期限の通知を受け、保守部品として購入した商品(以下、メーカー保守品という。(4,395百万円))については、販売可能性が高いため、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用せず、買取期限を超過した場合に、帳簿価額と備忘価額との差額を評価損として計上し、廃棄した場合には帳簿価額を減却損として計上しております。

また、将来発生が予想される損失に備えるため、メーカー保守品の期末残高については、評価損の過去の実績率を基に評価損を計上しております。

##### ② 主要な仮定

棚卸資産の評価減の基礎となる主要な仮定は、得意先への販売数量と販売単価の予測であります。

また、メーカー保守品の場合は、得意先からの通知による買取数量、買取期限及び当社の販売単価の予測であります。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

得意先の需要の変化により滞留在庫金額が増加した場合や滞留期間が延びた場合、棚卸資産評価損を追加計上する可能性があります。

また、メーカー保守品は得意先の需要の変化により買取期限を超過した場合等、棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 47百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は261百万円)

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金729百万円に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌期の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌期の事業計画における主要な仮定は、得意先別かつ商品毎に集計した売上高と売上総利益率の予測であります。

売上高の予測は、過去の販売実績や得意先との協議、仕入先等の生産計画及び市場動向を加味して予測した販売数量と販売単価を基とし算出しております。

また、売上総利益率の予測は、売上高の予測と過去の仕入実績や仕入先等の見積りに基づいて売上原価を予測し算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の見積りは、不確実性が高く、これらが変動することに伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

売上高と売上総利益率の実績が予測値を上回る場合は、繰越欠損金の使用見込額が増加し、繰延税金資産が追加計上される可能性があり、予測値を下回る場合は、繰越欠損金の使用見込額が減少し、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 7. 追加情報

(株式付与E S O P信託及び株式給付信託（従業員持株会処分型）の導入）

当社は、2019年1月30日開催の取締役会において、従業員の帰属意識と経営参画意識の醸成による長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を目的に「株式付与E S O P信託」（以下「付与型E S O P」という。）及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「持株会型E S O P」といい、付与型E S O Pとあわせて「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

### (1) 付与型E S O P

#### ① 取引の概要

・ 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
・ 信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
・ 委託者	当社
・ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・76353口））
・ 受益者	従業員のうち、受益者要件を充足する者
・ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者
・ 信託契約日	2019年3月4日
・ 信託の期間	2019年3月4日～2024年6月30日（予定）
・ 制度開始日	2019年4月1日
・ 議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
・ 取得株式の種類	当社普通株式
・ 取得株式の総額	418百万円
・ 株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度346百万円、828,710株であります。

## (2) 持株会型 E S O P

### ① 取引の概要

- ・ 信託の種類 指定金銭信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理・処分により得た収益の受益者への給付
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 みずほ信託銀行株式会社  
（再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行（信託 E □））
- ・ 受益者 受益者適格要件を充足する持株会会員
- ・ 信託管理人 当社の従業員から選定
- ・ 信託契約日 2019年3月6日
- ・ 信託の期間 2019年3月6日～2024年4月10日（予定）
- ・ 議決権行使 受託者は、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得株式の総額 476百万円
- ・ 株式の取得方法 当社自己株式の第三者割当により取得

### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度158百万円、378,300株であります。

### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末160百万円

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保提供資産		対応債務	
種類	期末帳簿価額（百万円）	内容	期末残高（百万円）
建物	86	未払金	26
土地	715		
計	801	計	26

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

824百万円

## III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,426,800	3,100,000	－	29,526,800

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,753,245	90	522,870	1,230,465

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する当社の株式が1,207,010株含まれております。

#### 2. (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加

90株

減少数の内訳は、次の通りであります。

公募による自己株式の処分

350,000株

株式付与E S O P信託から対象者への株式給付による減少

10,470株

株式給付信託から従業員持株会への売却による減少

162,400株

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 5月16日 取締役会	普通株式	312	12	2022年 3月31日	2022年 6月8日

(注)「配当金の総額」には、この配当の基準日である2022年3月31日現在で株式付与E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式(自己株式)1,379,880株に対する配当金を含んでおります。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	354	12	2023年 3月31日	2023年 6月8日

(注)「配当金の総額」には、この配当の基準日である2023年3月31日現在で株式付与E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式(自己株式)1,207,010株に対する配当金を含んでおります。

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用面については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によって行っております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、事務取扱基準書に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 売掛金	12,876	12,876	－
(2) 電子記録債権	1,315	1,315	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,178	2,178	－
(4) 買掛金	(5,827)	(5,827)	－
(5) 短期借入金	(4,414)	(4,414)	－
(6) 長期借入金	(568)	(568)	△0

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	2,178	—	—	2,178

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	12,876	—	12,876
電子記録債権	—	1,315	—	1,315
買掛金	—	5,827	—	5,827
短期借入金	—	4,414	—	4,414
長期借入金	—	568	—	568

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 1.投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 2.売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 3.長期借入金

固定金利による長期借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## V. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	集積回路	半導体素子	表示デバイス	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	40,547	9,283	2,182	16,282	68,295
外部顧客への売上高	40,547	9,283	2,182	16,282	68,295

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### (1) 集積回路、半導体素子及び表示デバイス

当社グループは集積回路、半導体素子及び表示デバイスを国内外のメーカーに対し販売しております。販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に引き渡した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。これらの商品の販売による収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、集積回路、半導体素子及び表示デバイスの主要取扱商品は以下のとおりであります。

集積回路	マイコン、ロジック、メモリ、センサ等
半導体素子	トランジスタ、ダイオード、整流素子等
表示デバイス	液晶表示等

#### (2) その他

その他は一般電子部品、電子機器等の商品の販売及び自社製品の半導体ひずみセンサ「STREAL」の販売が含まれております。その他商品及び製品の販売については商品及び製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。これらの商品及び製品の販売による収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための基礎となる情報

#### (1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債(期首残高)	9百万円
契約負債(期末残高)	157百万円

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、当社グループが受注した製品のうち、期末時点において対価を受け取ったものの履行義務を充足していない受注残高であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、9百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	41,166
1年超2年以内	2,527
2年超3年以内	271
3年超	539
合計	44,504

## Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 872円11銭

1株当たり当期純利益 34円18銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数 1,207,010株 期中平均の当該自己株式の数 1,299,334株

(注) 本連結計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,706</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,125</b>
現金及び預金	2,288	買掛金	4,749
売掛金	9,343	短期借入金	800
電子記録債権	1,315	1年内返済予定の長期借入金	233
商材	9,945	リース債務	3
原材料	45	未払金	323
仕掛品	42	未払法人税等	131
製品	300	未払費用	423
前渡金	234	前受り金	157
前払費用	96	預り金	38
その他	95	その他	265
<b>固定資産</b>	<b>4,162</b>	<b>固定負債</b>	<b>788</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>860</b>	長期借入金	335
建物	104	リース債務	11
構築物	0	退職給付引当金	199
工具、器具及び備品	24	株式給付引当金	194
土地	715	その他	46
リース資産	14	<b>負債合計</b>	<b>7,913</b>
その他	0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>180</b>	<b>株主資本</b>	<b>19,792</b>
ソフトウェア	150	資本金	5,604
商標	13	資本剰余金	5,282
その他	16	資本準備金	4,214
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,121</b>	その他資本剰余金	1,067
投資有価証券	2,162	利益剰余金	9,423
関係会社株	239	利益準備金	318
出資	0	その他利益剰余金	9,104
長期前払費用	204	別途積立金	5,900
繰延税金資産	59	繰越利益剰余金	3,204
その他	477	<b>自己株式</b>	<b>△517</b>
貸倒引当金	△21	評価・換算差額等	163
<b>資産合計</b>	<b>27,868</b>	その他有価証券評価差額金	163
		<b>純資産合計</b>	<b>19,955</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,868</b>

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

# 損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	52,217		
売上原価	46,902		
販売費及び一般管理費	5,315		
営業利益	5,036		
営業外収益	279		
受取利息	0		
受取配当金	240		
受取割当料	2		
受取貸付料	41		
受取遣金	4		
受取補償金	51		
受取差益	28		
受取の他	60		
営業外費用	40		468
支払利息	25		
支払手数料	17		
支払引当金	0		
支払損害料	16		
支払手数料	1		
支払償還	17		
支払の他	1		
営業外利益	80		667
特別利益			
固定資産売却益	74		74
特別損失			
固定資産除却損	1		
役員権売却損	0		1
引当金			
法人税、住民税及び事業税	112		740
法人税調整	23		135
当期純利益			604

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,042	3,652	1,067	4,720
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	561	561		561
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	561	561	-	561
当 期 末 残 高	5,604	4,214	1,067	5,282

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	318	5,900	2,912	9,131
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				
剰 余 金 の 配 当			△312	△312
当 期 純 利 益			604	604
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	292	292
当 期 末 残 高	318	5,900	3,204	9,423

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△781	18,112	△13	△13	18,099
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		1,123			1,123
剰 余 金 の 配 当		△312			△312
当 期 純 利 益		604			604
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	264	264			264
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			176	176	176
当 期 変 動 額 合 計	264	1,680	176	176	1,856
当 期 末 残 高	△517	19,792	163	163	19,955



## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のものは移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

子会社株式 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用はその発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、翌事業年度から1年間で費用処理することとしております。

#### (3) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく社員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。

代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。

また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額もしくは対価の純額で収益を認識しております。

当社は、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社は集積回路、半導体素子、表示デバイス等の半導体や電子部品の販売、高感度な半導体ひずみセンサを搭載したセンサモジュール「STREAL」の自社設計・製造・販売を主な事業としております。

これらの商品及び製品の販売については、多くの場合、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産評価損150百万円、メーカー保守品に係る減却損（売上原価）344百万円、商品及び製品10,245百万円、原材料45百万円、仕掛品42百万円

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「I. 6会計上の見積りに関する注記(棚卸資産の評価)」に記載した内容と同一であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）59百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は192百万円）

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「I. 6会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)」に記載した内容と同一であります。

## 7. 追加情報

(株式付与 E S O P 信託及び株式給付信託（従業員持株会処分型）の導入）

連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 7.追加情報」に記載した内容と同一であります。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担 保 提 供 資 産		対 応 債 務	
種 類	期末帳簿価額（百万円）	内 容	期末残高（百万円）
建 物	86	未 払 金	26
土 地	715		
計	801	計	26

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

637百万円

### 3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

高導香港有限公司 404百万円

高導（上海）貿易有限公司 2,095百万円

GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD. 312百万円

GLOSEL AMERICA INC. 801百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,407百万円

短期金銭債務 65百万円

## III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社への売上高 6,317百万円

関係会社からの仕入高 546百万円

販売費及び一般管理費 255百万円

営業取引以外の取引高 234百万円

#### IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,753,245	90	522,870	1,230,465

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する当社の株式が1,207,010株含まれております。

##### 2. (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 90株

減少数の内訳は、次の通りであります。

公募による自己株式の処分 350,000株

株式付与 E S O P 信託から対象者への株式給付による減少 10,470株

株式給付信託から従業員持株会への売却による減少 162,400株

#### V. 税効果会計に関する注記

##### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20百万円
未払事業所税	2百万円
未払賞与	71百万円
貸倒引当金	6百万円
投資有価証券評価損	57百万円
会員権評価損	33百万円
退職給付引当金	61百万円
株式給付引当金	59百万円
繰越欠損金	223百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	622百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△198百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△231百万円
評価性引当額小計	△429百万円
繰延税金資産合計	192百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△133百万円
繰延税金負債合計	△133百万円
繰延税金資産の純額	59百万円

## Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
子会社	高導香港有限公司	所有 直接 100.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任	製品の売上	2,416	売掛金	549
				債務保証 (注2)	404	—	—
子会社	高導(上海) 貿易有限公司	所有 直接 40.0% 間接 60.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任 債務保証	製品の売上	3,304	売掛金	664
				債務保証 (注3)	2,095	—	—
子会社	GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	所有 間接 100.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注4)	312	—	—
子会社	GLOSEL AMERICA INC.	所有 直接 100.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注5)	801	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、一般取引条件を参考に価格交渉を行った上で決定しております。  
 2. 高導香港有限公司の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこなったものであります。  
 3. 高導(上海)貿易有限公司の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこなったものであります。  
 4. GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこなったものであります。  
 5. GLOSEL AMERICA INC.の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこなったものであります。

## Ⅶ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅴ. 収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 705円24銭

1株当たり当期純利益 23円70銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数 1,207,010株 期中平均の当該自己株式の数 1,299,334株

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社グローセル  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 秀満

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 葛西 信彦

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローセルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社グローセル  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 秀満

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 葛西 信彦

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローセルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、あるいは往査を実施しました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社グローセル 監査役会

常勤監査役	高木身記成	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	大高俊幸	Ⓔ
監査役（社外監査役）	土井豊	Ⓔ

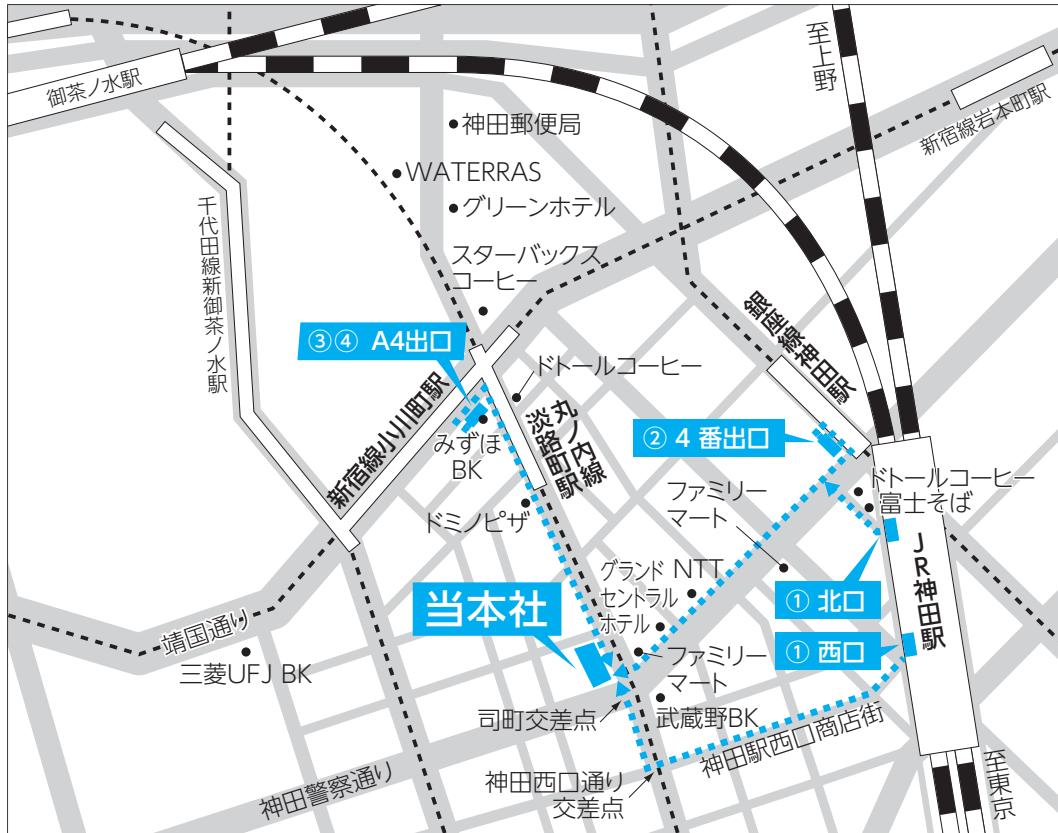
注) 社外監査役 菰田当昭は2023年2月21日に逝去により退任いたしました。

なお、監査役員の員数につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 オーク神田ビル 当本社 4階 会議室  
Tel.03-6275-0600



- 最寄駅**
- ① JR神田駅
  - ② 地下鉄銀座線神田駅
  - ③ 地下鉄丸ノ内線淡路町駅
  - ④ 地下鉄都営新宿線小川町駅

- 北口及び西口  
4番出口  
A4出口  
A4出口**

- 徒歩5分  
徒歩5分  
徒歩4分  
徒歩4分**

\* 駐車場の用意がございませんのでご了承の程お願い申し上げます。